

毎週火、金曜日発行(但休日に当る時は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物登録
許可(はりはり)

鳥取県公報

◇ 告示

被害農業者に対する経営資金の融通に係る特

別被害地域の区域指定

銅料の分析結果の概要

牛の結核病検査等の実施

保安林の解除予定

保安林の解除予定の通知

保育林の解除予定

種畜証明書の返納があつた旨の通報

健康保険法による保険医の登録

土地の公用廃止

告 示

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する

農業
関係

農業者

区分

郡市名

市名町

村名

旧市町

村名

特別被

害地

域

日野郡

日南町

福栄村

全部の区域

大宮村

"

阿尾緑村

"

多里村

"

日野上村

"

山上村

"

石見村

"

江府町

"

江府町

"

日光村

"

溝口町

"

江府町

"

日光村

"

昭和三十九年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

する暫定措置法(昭和三十年法律第百三十六号)第二条
第五項第一号の規定に基づき、次のとおり昭和三十八年
七月から十月までの低温についての天災による被害農業
者に対する経営資金の融通に係る特別被害地域の区域を
指定する。

農林省 検査課長 橋川十利雄
監査官 岩崎名輔 に認めた結果 (昭和31年1月31日) 檢査111件の規格に該当する。昭和31年1月31日
田舎の回出率10%がやの間に区分した検査の中央標準の基準より外れたと認められた。

昭和31年1月31日 回出率10%

00484

(第3種郵便物)
第3500号 金曜日 1月31日 県取扱公報 第3500号

農業試験研究報告書

11

四

飼 料 分 析 結 果 表

製造事業者の名称及び所在地並びに飼料の名称	収去場所及び収出年月日	表示区分	成 様 檢 查 結 果						要 注意検出物のうち他の検出物	摘要	
			水分(%)	粗たんぱく質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	法第15条に開するもの			
東急エビス産業株式会社(横浜市西区西仲町2番地) 住友二種混合	米子市西福原2.01 2 境治商店 昭和38年8月27日									認めない。	
" (住友若狭飼料完全配合飼料ブロイラー後期用)	" (表)	(票)	12.3	16.9	4.5	2.4	6.4	9.0	炭酸カルシウム2.5%	"	
不二製油株式会社(大阪工場) 不二養豚専用(吹田市御堂町4-931)	" (表)		11.9	23.9	4.9	4.5	6.4	9.0	炭酸カルシウム2.0%	"	
日本農産工業株式会社(横浜市港北区新吉田町603) マルエイ印成飼用牛しま	米子市純町2丁目 138(有)江神商店 (表)		16.5	3.0	7.0	10.0	かき氷4.0%	15.6	炭酸カルシウム2.0%	"	
" (日清製粉株式会社(神戸市垂水区小野浜町1-21) 日清印成飼用ひばり号)	102 株式会社大山 ハム米子營業所 昭和38年8月28日	舞町3丁目 (表)	13.0	11.5	7.5	10.0	炭酸カルシウム6.0%	11.0	炭酸カルシウム2.0%	"	
" (日精印肉豚飼育完全配合飼料)	" (表)	12.3	14.5	3.4	3.7	6.0	炭酸カルシウム1.8%	10.0	炭酸カルシウム2.0%	"	
東急エビス産業株式会社(横浜市西区西仲町2番地) コロケッタC	倉吉市上井3200 昭和38年9月25日	(表)	18.0	2.5	7.0	9.0	妥当と認め 妥当と認め	18.0	炭酸カルシウム1.8%	"	
" (和田美株式会社三原工場) マルヒ印成飼用基礎飼料(普及号)	" (表)	10.6	18.5	3.0	4.2	8.9	8.0	炭酸カルシウム1.25%	10.6	炭酸カルシウム1.25%	"
" (和田美株式会社三原工場) マルヒ印成飼用基础飼料(普及号)	" (表)	10.6	29.5	6.2	-1.9	6.4	8.0	炭酸カルシウム1.25%	10.6	炭酸カルシウム1.25%	"
" (和田美株式会社三原工場) マルヒ印成飼用基础飼料(普及号)	" (表)	15.0	2.5	7.5	11.0	かき氷4.0%	11.0	炭酸カルシウム3.5%	15.0	炭酸カルシウム3.5%	"
中国飼料合資会社(岡山県玉野市篠港5-967) 成飼用キビ餌	倉吉市東仲町2-58 3-2-584 有限会社 社谷本商店 昭和38年9月23日	(表)	15.0	2.5	7.5	11.0	かき氷4.0%	15.0	炭酸カルシウム3.5%	"	
" (和田美株式会社三原工場) マルヒ印成飼用基础飼料(普及号)	" (表)	11.0	13.3	4.1	3.5	6.4	8.5	妥当と認め 妥当と認め	11.0	炭酸カルシウム3.5%	"
株式会社杉治商(神戸市兵庫区4丁目44番地) カネニ印完全配合飼料マサミ	" (表)	9.5	21.6	2.5	2.4	5.8	10.0	炭酸カルシウム3.0%	10.0	炭酸カルシウム3.0%	"
日本聯合飼料株式会社(神戸市垂水区新吉田町1番地) 牛用基础飼料	倉吉市新吉田町1番地 由商店 昭和38年9月23日	(表)									

00485

(第3種郵便物)
中 第3500号 金曜日 1月31日 県取扱公報 第3500号

00487

5 昭和39年1月31日 金曜日 鳥取県公報 第3500号 (第3種郵便物)

00486

昭和39年1月31日 金曜日 鳥取県公報 第3500号 (第3種郵便物)

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ症予防	肝てつ駆除のための投薬……ビチオノール製剤投与
二 実施の区域 別表のとおり	別表 結核病検査及びブルセラ病検査
三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲	実 施 区 域 実 施 場 所
結核病検査及びブルセラ病検査	寒 次 期 日
牛 摺乳の用に供し、又は供する目的で飼育している牛。 ただし、生後六ヶ月以内のもの、分べん前一ヶ月 以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。	二月 三日 二月 六日 西伯町 大国檢診場 四日 " 七日 米子市 富益" 五日 " 八日 岸本町 大幡" 五日 " 八日 " 十一日 " 宝木" 十七日 " 二十日 気高郡気高町 逢坂家畜検査場 十八日 " " " 瑞穂" 十九日 " 二十二日 " 瑞穂 " 二十八日 三月 二日 " 鹿野町 鹿野 "
四 実施の期日 別表のとおり	肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬
五 検査及び投薬の方法	実施期日 実施区域 実施場所
結核病検査……ツベルクリン皮内反応	二月 十日 日南町 折渡、栗谷
ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び試験管 凝集法	" 十一日 " " " 鈴賀、立石、宝谷 " 十三日 " 中津合、中原
肝てつ検査……皮内反応及び虫卵検査	" 十四日 " " " 元音沢、本山

鳥取県告示第三十四号
（備考）表示区分の欄中数字は登録番号を（表）は成分等表示票を添付した飼料を（裏）は任意に成分票を付した飼料を示す。要注意検出物の法第15条の2に関するものの欄中上段は混入物の混入割合を示し下段は分析結果の混入割合を示す。成分検査の欄中上段は表示成分量、下段は分析検査結果を示す。

有限公司丸源漁業第一工場 (鳥取県境港市上善町)	境港市上善町丸源漁業 有機配合飼料 第一工場	昭和38年1月15日	10.5 68.6	"
鳥取食精株式会社第一工場 (境港市生町42)	境港市生町42 鳥取食精株式会社 第一工場	昭和38年11月15日	3.8 57.4	"
丸二食品株式会社 (境港市境港町92-1)	境港市境港町92-1 丸二食品株式会社	昭和38年11月15日	9.1 58.5	"
"	"	11.7 63.2	"	"
"	"	"	"	"

和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づく
牛の所有者に對して検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十九年一月三十一日

鳥取県知事 石破 一朗

00489

7 昭和39年1月31日 金曜日 鳥取県公報 第3500号

0048

昭和39年1月31日 金曜日 島 取 県 公 報 第3500号 (第3種郵便物) 6

十七日	共栄、小雀、山裏	十八日	宮市、宮市原、小原
十八日	大戸、細屋、茶屋	十九日	御机、美用、栗尾
十九日	仙木谷、小濁	二十日	江尾
二十日	熊捨、狩屋原	二十一日	佐川、柿原、江尾
二十一日	狩場、佐々木谷、落合	二十二日	吉原、西成、袋原
二十二日	下名田、親和	二十四日	溝口町二部
二十四日	萩原、多里、湯河	二十五日	上代、焼杉
二十五日	新屋、新山、野組	二十六日	二部、三部 <small>〔一〕</small> 、三部 <small>〔二〕</small>
二十六日	萩山、滑	二十七日	日光
二十七日	金屋谷、岩立	二十八日	大内、添谷
二十八日	上野、長山、大江	二十九日	大坂、富江
二十九日	畑、近江、小河内	三月 二日	大滝、籠原、柄原
三月 二日	下菅、黒坂、中菅	三日	宇代、中祖、古市
三月 二日	貝原、三谷、舟場	溝口	莊、白水、根雨原
三月 二日	野田、安原、下榎	江府町米沢	杉谷、貝田
三月 二日	高尾、三土、真住		
三月 二日	金持、板井原		
三月 二日	江府町神奈川		
三月 二日	池の内、尾ノ上原、 日の詰		
四日	西伯町	二月 二十七日	氣高郡氣高町
五日		二月 二十八日	逢坂家畜検査場
五日		二月 二十九日	宝木
五日			瑞穂
五日			大国檢診場
五日			東長田

鳥取県告示第三十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法三十条の規定により告示する。
(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市浜坂字東浜一、三九〇ノ一三九(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

鳥取県立青年の家の取付け道路敷地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三十六号

昭和三十九年一月三十一日
次に保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受け

たから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡赤穂町大字山川字船上山(国有林)(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

旧跡の風致の保存

三 解除の理由

国立公園事業休憩舎敷地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び赤穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三十七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

鳥取県告示第三十八号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、次の種畜について種畜証明書の返納があつた旨通報があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

鳥取県告示第三十九号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、次の種畜について種畜証明書の返納があつた旨通報があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二、一六四一四四九
(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

県営駐車場敷地とするため
(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務

種畜証明書番号	名前	種類	生年	月日	飼養者	住所	氏名
昭三八鳥取第一二六号	花 国	役肉用牛	昭和三五年五月	五日	東伯郡三朝町	林 恭正	
第二八号	花 義	"	三三年五月二七日		倉吉市井手畑	上北条農業協同組合	
第四一号	水 穂	"	三三年六月一〇日		東伯郡赤穂町	真山 光雄	
第四五号	花 勝	"	三〇年八月二六日		西伯郡中山町	田川 太蔵	

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十九年一月三十一日

00492

昭和三十九年1月31日 金曜日 鳥取県公報 第3500号 10

鳥取県告示第四十号

次の土地は、昭和三十九年一月二十五日から公用を廢止した。

昭和三十九年一月三十一日

鳥取県知事 石破二朗
場 所 地目面 積

倉吉市伊木字奥田三番地 潟池 六七坪八合

桑谷一一七番地 ノ 二〇一坪八合八勺

鳥取県告示第四十一号

次の土地は、昭和三十九年一月二十五日から公用を廢止した。

昭和三十九年一月三十一日

鳥取県知事 石破二朗
場 所 地目面 積

倉吉市上井町橋ノ下五〇三番一 水路敷 一坪八合四勺

七地先

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印記所 鳥取県鳥取市桑谷町
〔定期一部月額二五〇円〔郵送料共〕〕所

昭和四年四月十五日第三種郵便物
發行日 火、金